

近森病院附属看護学校 学則

目 次

第1章	総則（第1条—第5条）
第2章	学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
第3章	教育課程及び履修等（第9条—第15条）
第4章	入学、休学、復学、退学、除籍等（第16条—第25条）
第5章	卒業（第26条）
第6章	職員組織（第27条、第28条）
第7章	運営のための会議、委員会（第29条、第30条）
第8章	健康管理（第31条）
第9章	入学検定料、入学料、授業料、その他（第32条—第35条）
第10章	賞罰（第36条、第37条）
第11章	防災（第38条）
第12章	雑則（第39条、第40条）

第1章 総則

（目的）

第1条 近森病院附属看護学校（以下「学校」という。）は、看護に関する専門的知識及び技術を授け、社会医療法人近森会の理念に基づき人格の涵養に努め、看護師として社会に貢献しうる人材を育成することを目的とする。

（名称及び位置）

第2条 学校の名称、及び位置は、次のとおりとする。

名称 近森病院附属看護学校

位置 高知市大川筋一丁目6番3号

（自己点検・評価）

第3条 学校は、その教育の一層の充実を図り、学校の目的及び社会的使命を達成するため、学校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

（課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員）

第4条 学校の課程、学科、修業年限、入学定員及び総定員は、次のとおりとする。

課程	学科	修業年限	入学定員	総定員
医療専門課程	看護学科	3年	40人	120人

（在学期間）

第5条 学生は、6年を超えて在学することができない。

第2章 学年、学期及び休業日

（学年）

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学期を次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 学校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 夏季休業日 7月25日から8月31日まで

(4) 冬季休業日 12月25日から翌年1月5日まで

(5) 春季休業日 3月25日から4月5日まで

(6) その他、学校長が特に定める日

2 学校長は、特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更し、又は休業日であっても授業を行うことができる。

第3章 教育課程及び履修等

(授業科目)

第9条 授業科目並びに単位は、別表のとおりとし、学生は104単位を履修するものとする。

(単位・時間数)

第10条 単位数は、1単位の授業科目を45時間の学習を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間をもって1単位とする。

(3) 臨地実習については、45時間をもって1単位とする。

(成績の評価方法)

第11条 成績の評価は、当該履修科目の各学年度末に行うものとする。ただし、実習評価は、当該実習終了ごとに行うものとする。

2 次に該当する場合は、評価を受けることができない。

(1) 授業科目についてその出席時間が当該科目時間数の3分の2未満である場合

(2) 所定の期日までに授業料等を納入していない場合

3 成績の評価は、筆記、実技、論文等の試験及び実習評価により行なう。

(成績の評価基準)

第12条 成績の評価は、次に掲げる評定基準によるものとする。

評定基準		表示	合格又は不合格の別
試験	実習		
100分の80以上	A	優	合格
100分の70以上～100分の80未満	B	良	
100分の60以上～100分の70未満	C	可	
100分の60未満	D	不可	不合格

(単位の認定)

第13条 単位の認定は、各授業科目の評価により教務会議の議を経て行う。

- 2 科目試験を、病気その他やむを得ない理由により受けることのできなかった場合については、追試験を受けることができる。
- 3 臨地実習の出席すべき日数が3分の2に満たない場合であっても、学校長が認めた場合は、追実習を受けることができる。
- 4 科目試験又は臨地実習の評価が第12条の合格点に満たない場合は、再試験又は再実習を受けることができる。
- 5 1年次又は2年次末までに配当された必修科目を履修した場合、進級することができる。単位未修得者に対する措置として、不合格科目が1科目の場合は、授業科目担当者の意見を勘案し、学校長は進級させることがある。

(入学前の既修単位の認定)

- 第14条 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号）別表3の備考2に規定する学校等に在学していた者が入学した場合の単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容が学校における教育内容に相当すると認められる場合には、課程の修了に必要な総取得単位数の2分の1を超えない範囲で当該科目の履修に替えて単位の認定をすることができる。
- 2 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2号の規定に該当する者が入学した場合の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容が学校における教育内容に相当すると認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えて単位の認定をすることができる。

(授業の終始期)

第15条 学校の始業及び終業の時刻は、別に定める。

第4章 入学、休学、復学、退学、除籍等

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、4月とする。

(入学資格)

第17条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定に該当する場合、入学することができる。

(入学試験)

第18条 入学試験は、学科試験及び面接試験等により行う。

(入学手続、許可)

- 第19条 入学を志願する場合は、所定の期日までに、入学願書等に検定料を添えて学校長に提出しなければならない。提出書類については入学試験実施規程に定める。
- 2 入学試験に合格した場合は、指定の期日までに、保証人2人を定め、これらと連署した誓約書に入学料を添えて学校長に提出しなければならない。
 - 3 学校長は、入学手続が完了した場合、入学の許可をする。
 - 4 学校長は、別に定めるところにより入学許可を取り消すことができる。

(転入学)

第20条 学校長は、学校に転入学を希望する者があるときは、その者が現に在学する学校の授業科目及び単位数が学校と同程度であると認めた場合に限り、選考のうえ、相当年次に転入学を許可することができる。

2 転入学の時期は、学年の初め1回とする。

(休学)

第21条 学生は、傷病、その他やむを得ない理由により引き続き1月以上休学しようとするときは、その理由を付し、保証人と連署の上、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 休学期間は、1年を超えることはできない。ただし、学校長が特別の理由があると認めたときは、更に1年間を超えない期間で延長することができる。

3 休学の期間を通算した期間は、3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第22条 前条の者が復学しようとする場合は、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(転学)

第23条 他の学校等に転学を希望する学生は、保証人と連署の上、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(退学)

第24条 学生は、傷病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、その理由を付し、保証人と連署の上、学校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の場合において、退学が傷病の場合による時には、医師の診断書を添えなければならない。

(除籍)

第25条 学校長は、次の各号のいずれかに該当する学生を除籍することができる。

- (1) 死亡の届出があった学生
- (2) 行方不明の届出のあった学生

第5章 卒業

(卒業の認定)

第26条 学校長は、学校に3年以上在学し、第9条に定める単位を取得した場合は、卒業を認定する。

2 欠席日数が出席すべき日数の3分の1を超える場合は、原則として卒業を認めない。

3 学校長は、卒業を認定した場合、卒業証書を授与する。

4 卒業を認定された者には、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める看護師国家試験の受験資格が付与される。

第6章 職員組織

(職員)

第27条 学校に次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 教務主任 1名
- (4) 実習調整者 1名

- (5) 専任教員 6名以上
- (6) 事務長 1名
- (7) 事務職員 1名以上
- (8) 学校医 1名

2 前項に定めるもののほか、その他必要な職員を置くことができる。

(職務分掌)

第28条 教職員等の職務分掌は以下のとおり定める。

- (1) 学校長は、学校全般を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (2) 副学校長は、学校長を補佐し、学校長に事故があるときは、その職務を代理するとともに、運営管理に関する業務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (3) 教務主任は、教育に関する教務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 実習調整者は、実習に関する業務を担当する。
- (5) 専任教員は、教育に関する業務を担当する。
- (6) 事務長は、学校の事務を統括し、所属職員を指揮監督する。
- (7) 事務職員は、事務業務を担当する。
- (8) 学校医は、近森病院附属看護学校健康管理規程に基づき、学生の健康に関する業務を行う。

第7章 運営のための会議、委員会

(会議)

第29条 学校の運営に関する事項等を審議するため、学校運営会議、教務会議、職員会議、講師会議及び臨地実習指導者会議を置く。

- 2 前項に定める会議のほか、必要と認める会議を置くことができる。
- 3 前2項の会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第30条 入学試験に関する事項を決定するため、入学試験委員会を置く。

- 2 前項に定める委員会のほか、必要と認める委員会を置くことができる。

第8章 健康管理

(健康管理)

第31条 学校長は、学生の健康保持及び増進に努める。健康管理に必要な事項等は、健康管理規程に定める。

第9章 入学検定料、入学科、授業料、その他

(入学検定料、入学科、授業料等)

第32条 入学検定料、入学科及び授業料を以下のとおり定める。

入学検定料	入学科	授業料 (年額)	教育充実費 (年額)
¥20,000	¥100,000	¥550,000	¥150,000

- 2 その他、教材費等は別に定める。

(納入及び納入の特例)

第33条 学生が在籍中は、出席の有無に関わらず、授業料等を所定の期日までに納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定に関わらず、その始期の属する月の翌月から授業料等を免除することがある。又、特別な事由のある場合は、授業料等の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第34条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料等を3月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第35条 既に納入した納付金等は、原則として返還しない。ただし、入学前の3月31日までに入学辞退の意思表示をした場合は、入学料を除き授業料等は返還する。

第10章 賞罰

(表彰)

第36条 学校長は、学生が他の学生の模範とするに足りる者があるときは、これを表彰することができる。

(懲戒)

第37条 学校長は、学生が学校の規則に違反し、又は学生の本分に反する行為があるときは、戒告、停学又は退学の懲戒処分を行うことができる。

2 退学の処分は、次の各号のいずれかに該当する学生でなければ行うことができない。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学校の秩序を乱し学生としての本分に反した者
- (3) 正当な理由なく出席が常でない者
- (4) その他、第34条に該当する者

第11章 防災

(防災)

第38条 火災等の災害を予防し、人命の安全と被害の防止につとめる。

2 防災については消防計画に定める。

第12章 雑則

(学生心得)

第39条 学生は、学校長の定める学生便覧の学生の心得を守らなければならない。

(委任)

第40条 この学則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成28年5月14日から施行する。

附 則

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年9月16日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前に入学した者については、従前の例による。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、令和6年度以前に入学した者については、従前の例による。